

出雲市立小中学校再編方針

平成24年9月28日

出雲市教育委員会

I 方針策定に至る経過	1
II 出雲市立小中学校の現状と今後	3
1. 学級編制基準	3
2. 児童生徒数と学級数	4
3. 学校施設の状況	5
4. 地区と小中学校の位置関係	6
III 学校再編をめぐる背景	7
1. 少子化と小規模校化の進行	7
2. 過小規模校・小規模校の利点と課題	7
IV 出雲市がめざす学校教育	9
1. 一人一人に生きる力を育む教育	9
2. 一人一人を大切にす教育	9
3. 地域に開かれた信頼される学校づくり	10
V 学校再編の目的	11
1. 再編により目指す学校像	11
2. 再編により期待される教育上の効果	11
VI 再編基本方針	12
1. 本方針の計画期間	12
2. 再編の基準	12
(1) 再編の候補とする学校	12
(2) 再編の対象としない学校	14
(3) 再編の組合せについて	15
3. 個別再編方針とその理由	15
(1) 統合方式で再編する学校群	15
(2) 新設方式で再編する学校群	16
(3) 児童数等を見て、今後、再編を検討する学校群	16
(4) 個別再編方針を定めた理由	16
VII 実施にあたっての基本的な進め方	23
1. 地元の意向を尊重	23
2. 計画期間中の施設整備	23
3. 地元了解が得られる場合の対応	23
(1) 配慮事項	23
(2) 進め方	24
4. 地元了解が得られない場合の対応	25
資料	
1 児童数・通常学級数の推移と推計	28
2 生徒数・通常学級数の推移と推計	30
3 個別再編方針にかかる学校の児童生徒・通常学級数の推移と推計	31
4 出雲市の小中学校再編の歴史	41
5 小規模校・大規模校の利点と課題	42
6 出雲市学校施設整備・耐震化基本計画の概要	44
7 平田市立小・中学校及び幼稚園の再編方針の概要	46
8 公立小中学校数の変遷	47

I 方針策定に至る経過

(市町村合併)

平成17年3月に2市4町(出雲市、平田市、佐田町、多伎町、湖陵町、大社町)が合併し出雲市となり、平成23年10月に斐川町が加わり、人口約17万5千人、面積約624平方キロメートルの現在の出雲市となりました。

(学校の状況)

本市の小学校及び中学校は、合併前の設置をそのまま引き継いでおり、小学校42校(分校2を含む。)、中学校16校(分校1を含む。)の58施設となっており、規模的に見ても過小規模校や小規模校の割合が高い状況となっています。また、同規模の自治体に比べても学校数が多く、島根県内でも最も多い学校数となっています。

なお、神戸川小学校若松分校舎及び河南中学校若松分校舎は、県有施設で院内学校的性格を有することから、以下の記述においては、学校数は、原則として両校を除いた小学校41校、中学校15校の計56施設として表記します。

(教育政策審議会)

こうしたことから、平成22年8月19日に市長が第2期出雲市教育政策審議会に「小中学校及び幼稚園の適正規模等について」を諮問し、9回の審議を経て、翌年の平成23年2月14日に審議会長から市長に答申が行われました。

答申では、学校の適正規模に関し、「学級数」及び「通学距離・通学時間」の二つの基準が示され、学級数については、小学校は12～18学級、中学校は6～18学級を適正な規模とし、一方、通学距離については、小学校は片道4km以内、中学校は片道6km以内とし、通学時間については、小中学校いずれも30分以内(交通機関利用時間)を適正なものとする内容が示されました。

(素案の作成・意見聴取)

教育委員会では、この答申を踏まえ、今後の「児童生徒数の見通し」、「学校の規模の変化」、「学校施設整備の費用と市の財政状況」等を精査し、「より効果的で均衡のとれた教育」、「より効率的な学校運営」などの観点から、“児童生徒に、より望ましい教育環境を整えていくこと”をねらいとして学校再編を検討することとし、平成23年11月に『出雲市学校再編計画(素案)について』を作成し、市議会並びに関係者及び市民から意見を伺ってきました。

市議会については、文教厚生委員会や議会全員協議会で説明し、平成23年

度12月及び3月議会本会議において、13人の議員から質問・意見をいただきました。学校や地域関係者については、地域学校運営理事会、自治協会、PTA、地域協議会など57回の説明会を開催し、会場から多くの様々な意見をいただきました。また、並行してパブリックコメント(意見募集)を実施し、84通の意見をいただきました。

いただいた意見では、再編計画(素案)に掲げた学校が所在する地域関係者を中心に、「学校がなくなれば過疎化に拍車がかかり地域が衰退する。学校と地域の連携が失われる。きめ細やかな対応などの小規模校の良さが失われる。」など学校再編に否定的なものが多く寄せられました。一方「子どもの教育や財政事情から考えると学校再編も止むを得ない。」とする意見も割合としては少数ですが、全市的に寄せられました。

(再編方針の策定)

教育委員会では、こうした意見を参考に、学校教育の充実を目指すという視点を基本に、改めて学校再編について検討を重ね、このたび『出雲市立小中学校再編方針』(以下「本方針」という。)を策定し、市民のご理解とご協力をいただきながら取り組んでいくこととしました。

なお、本方針で述べる学校の規模と学級数の関係は、表1のとおりとしています。

表1 学校の規模と学級数の関係

規模		過小規模校	小規模校	適正規模校	大規模校
学級数	小学校	0～5	6～11	12～18	19～30
	中学校	0～2	3～5	6～18	19～30

II 出雲市立小中学校の現状と今後

1. 学級編制基準

ひとつの学級を編制する基準は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の基準に関する法律」により規定されています。

単式学級を編制する基準は、小学校にあつては、1年生は児童数35人、それ以外の学年は児童数40人、中学校にあつては全学年生徒数40人とされています。なお、島根県の場合、小学校1年生及び2年生については、少人数学級を進める観点から原則として30人としていますが、運用面において「30人学級編制により、いずれかの学級で1学級の児童数が17人以下になる場合にあつては、特に30人学級編制を行う必要がある場合を除き、スクールサポート事業(1年生では31人以上35人以下の学級、2年生では31人以上40人以下の学級には非常勤講師1名を配置)を実施する。」とされており、児童数が1年生では35人以下の場合、2年生では40人以下の場合2学級とするか、1学級とし教員と非常勤講師による TT(チーム・ティーチング)とするかを選択することができるようになっています。

表2 TT を選択しない場合の小学校1・2年生の児童数と学級数、教員数との関係

児童数(人)	～30	31～60	61～90	91～120	121～150
学級数	1	2	3	4	5
教員数(人)	1	2	3	4	5

また、複式学級を編制する基準は、小学校にあつては1年生を含む場合は8人、1年生を含まない場合は16人となっています。一方、中学校では、島根県の場合、生徒数の多寡にかかわらず複式学級は編制しないことになっています。

なお、国において、小学2年生から中学3年生までの学級編制基準の見直しが検討されていますが、現時点では明確となっていません。

表3 通常学級の学級編制基準

学級編制	島根県の小学校		島根県の中学校	
	学年	人/学級	学年	人/学級
単式学級	1年	35(30)	1年	40
	2年	40(30)	2年	40
	3年	40	3年	40
	4年	40		
	5年	40		
	6年	40		
複式学級	1・2年	8		
	3・4年	16		
	5・6年	16		

単式学級1・2年欄の「(30)」は、30人学級を編制する場合

2. 児童生徒数と学級数

平成17年の合併以降、平成24年5月1日現在を経て、平成34年度までの児童生徒数・学級数(表4)は、減少を続けており、今後10年間で1,113人の児童生徒が減少する見込みであり、少子化の影響が大きいかうかがえます。

また、規模別学校数では、小学校(表5)の場合、小規模校から過小規模校への移行や適正規模校から小規模校への移行など、いわゆる小規模校化が進み、平成34年度の過小規模校及び小規模校の割合は71%(29校/41校)に達し、一方で適正規模校の割合は15%(6校/41校)に低下します。

一方、中学校(表6)の場合も、合併以降、小規模校化が進み、平成34年度の適正規模校の割合は平成17年度の80%(12校/15校)から平成34年度には60%(9校/15校)に低下します。

表4 児童生徒数・通常学級数の推移と推計

年度	小学校		中学校		計	
	児童数	学級数	生徒数	学級数	児童生徒数	学級数
H17	10,507	398	5,415	157	15,922	555
H24	9,880	382	4,964	142	14,844	524
H29	9,474	386	4,802	142	14,276	528
H34	9,171	364	4,560	136	13,731	500

表5 規模別小学校数の推移と推計 ()内は学級数

年度	過小規模校 (0~5)	小規模校 (6~11)	適正規模校 (12~18)	大規模校 (19~30)	過大規模校 (31~)	計
H17	6校	19校	14校	2校	0校	41校
H24	10校	16校	8校	7校	0校	41校
H29	12校	15校	7校	7校	0校	41校
H34	15校	14校	6校	6校	0校	41校

表6 規模別中学校数の推移と推計 ()内は学級数

年度	過小規模校 (0~2)	小規模校 (3~5)	適正規模校 (6~18)	大規模校 (19~30)	過大規模校 (31~)	計
H17	0校	3校	12校	0校	0校	15校
H24	0校	6校	9校	0校	0校	15校
H29	0校	4校	10校	1校	0校	15校
H34	0校	5校	9校	1校	0校	15校

1 小学校あたりの児童数(表7)を見ると、児童数99人以下の学校は、平成17年度当時は12校であったものが、平成34年度には18校に増加する見込みであり、1校あたりの児童数の面でも少人数化が進むことがわかります。

中学校の生徒数(表8)では、小学校ほどの大きな変化はないものの、全体として少

人数の方向に進んでいます。

表7 児童数別小学校数の推移と推計

年度	0～49人	50～99人	100～199人	200～399人	400～599人	600人～	計
H17	6校	6校	10校	9校	5校	5校	41校
H24	8校	9校	6校	8校	5校	5校	41校
H29	10校	7校	8校	8校	2校	6校	41校
H34	13校	5校	7校	8校	2校	6校	41校

表8 生徒数別中学校数の推移と推計

年度	0～49人	50～99人	100～199人	200～399人	400～599人	600人～	計
H17	0校	1校	4校	3校	5校	2校	15校
H24	0校	3校	3校	3校	5校	1校	15校
H29	1校	2校	2校	4校	5校	1校	15校
H34	1校	3校	2校	4校	4校	1校	15校

3. 学校施設の状況

出雲市の学校は、建築年が古いものが多く、全体に老朽化しています。

学校施設(校舎・屋内運動場)の場合、文部科学省の財産処分年限は、鉄筋コンクリート造で、60年とされています。一般的には、建築後30年程度で大規模な改修を、50年から60年を経たものは改築(建て替え)を考慮する必要があるといわれています。また、学校施設の耐震性が問題となっており、昭和56年(1981)の建築基準法改正以前に建築された学校施設については、棟ごとに耐震診断を行い、耐震性が劣っている場合は、耐震補強もしくは耐震改築をすることになります。

建築後30年を越える施設は、小学校では、134棟中65棟、中学校では、63棟中20棟という状況となっています。このことは、全棟197中85棟(43%)が、この30年のうちに大規模改修又は改築を必要としていることを表しています。

また、耐震診断の結果、43棟が早急な耐震補強を、18棟が耐震改築を必要としていることがわかっています。

表9 学校施設(棟別)の建築経過年数(平成24年5月1日現在)

建築経過年(建築年)	小学校			中学校		
	校舎	屋内運動場	プール	校舎	屋内運動場	プール
1～9年(H24～H15)	14	8	6	3	1	2
10～19年(H14～H5)	10	7	5	4	3	3
20～29年(H4～S58)	20	10	4	23	9	4
30～39年(S57～S48)	21	14	15	4	3	0
40～49年(S47～S38)	20	6	3	5	2	0
50～59年(S37～S28)	4	0	1	5	1	0
計	89	45	34	44	19	9
30～59年(S57～S28)の計	45	20	19	14	6	0

表10 学校施設(学校別)の主要となる建物の建築経過年数(平成24年5月1日現在)

建築経過年(建築年)	小学校			中学校		
	校舎	屋内運動場	プール	校舎	屋内運動場	プール
1～9年(H24～H15)	4	6	6	0	1	2
10～19年(H14～H5)	4	4	5	2	2	3
20～29年(H4～S5)	8	12	4	7	8	4
30～39年(S57～S48)	9	14	15	1	2	0
40～49年(S47～S38)	13	4	3	3	1	0
50～59年(S37～S28)	3	1	1	2	1	0
計	41	41	34	15	15	9
30～59年(S57～S28)の計	25	19	19	6	4	0

4. 地区と小中学校の位置関係

出雲市では、「出雲市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例」によりコミュニティ単位を定めており、現在43の地区があります。

地区の歴史をさかのぼれば、合併前の旧町村にたどりつき、現在の学校の位置は旧町村単位に設置されていたことから、出雲市における学校の歴史は、これまでの市町村合併の歴史と密接な関係があることがわかります。

現在、全43の地区における学校の設置状況は、小学校については38の地区(未設置地区5地区)に41校、中学校については15の地区(未設置地区28地区)に15校となっています。

表11 地区と学校の位置

地区	小学校	中学校	地区	小学校	中学校
今市	今市		檜山	檜山	旭丘
大津	大津	第一	東	東	
塩冶	塩冶	第二	北浜	北浜・塩津	
古志			佐香	佐香	
高松	高松	浜山	伊野	伊野	
四絡	四絡	第三	須佐	須佐	
高浜	高浜		窪田	窪田	佐田
川跡	北陽		多伎	岐久・田儀	多伎
鳶巣			湖陵	湖陵	湖陵
上津	上津		大社	大社	大社
稗原	稗原		荒木	荒木	
朝山	朝山	南	遙堪	遙堪	
乙立	乙立		日御碕	日御碕	
神門	神戸川	河南	鶉鷺	鶉鷺	
神西	神西		荘原	荘原	
長浜	長浜		阿宮		
平田	平田	平田	出西		
灘分	灘分	(向陽)	伊波野	西野	
国富	国富		直江	中部	斐川西
西田	西田	光	久木		
鰐淵	鰐淵・猪目		出東	出東	斐川東
久多美	久多美		43地区	41小学校	15中学校

(注)旭丘中学校は平成24年度をもって閉校し、向陽中学校は平成25年度に開校します。

Ⅲ 学校再編をめぐる背景

1. 少子化と小規模校化の進行

出雲市の児童生徒数は、第1次ベビーブーム(昭和22年～25年)の影響があった昭和35年度(1960)には、児童25,071人、生徒12,099人の計37,170人でした。それから約50年後の平成24年度(2012)には、児童9,880人、生徒4,964人の計14,844人となり、約60%も減少し、少子化の影響が強く表れています。また、今後10年間の推計では児童生徒数はさらに減少し、平成34年度(2022)には1,113人(約8%)減少し、13,731人となる見込みです。

この児童生徒推計値を現在の41の小学校及び15の中学校にあてはめれば、10年後の平成34年度(2022)には小規模化が進み、小学校での適正規模校割合は15%(41校中6校)に低下する一方、過小規模校・小規模校の割合は71%(41校中29校)に増加します。

なお、中学校については、合併前の旧市町において再編が進められてきたこともあり、規模別の学校数に大きな変動は見られません。

2. 過小規模校・小規模校の利点と課題

規模の小さな学校の最も大きな利点は、児童生徒の人数が少ないため、児童生徒一人ひとりに教職員の目が行き届きやすく、細やかな指導ができることです。

一方、少人数で1学級しかないため、友達関係が固定化しがちであり、いったん関係がこじれると修復に時間がかかったり、暗黙の序列や固定的見方ができやすかったりすることなどが指摘されています。また、教科専任教諭、養護教諭や事務職員などの教職員配置が制約されるなど、学校運営や生徒指導に課題が生じています。特に、5学級以下の過小規模校では、複式学級編制が行われており、「学年別指導(いわゆる「わたり」)」や「同単元指導(A年度・B年度方式)」の授業は児童の負担が大きいといわれています。

学校教育は集団教育の利点を生かしながら教科学習をはじめとする教育課程を進めていきます。子どもたちがあらゆる集団生活の場で適応でき、たくましく心豊かに成長していく力を身につけていくことがより重要です。音楽会、学習発表会、運動会、児童・生徒会活動、部活動などではより規模の大きな集団によって成果や効果が発揮されるといわれています。

こうした課題を克服するため、小規模校では、学年の枠を超えたタテ割り班での活動や近隣の学校と合同で修学旅行・校外活動などを実施するなどの工夫を重ねていますが、しかしこれとても毎日できるものではなくおのずと限界もあります。

こうしたことから、全国的にも、県内的にも過小規模校を中心に再編が進められています。

「複式学級」、「学年別指導」、「同単元指導」とは、

- ア. 「複式学級」は、複数学年の児童を1学級に編制して、教育活動を営むことをいいます。島根県の場合、1・2年(8人以下)、3・4年(16人以下)、5・6年(16人以下)の組合せで行ないます。
- イ. 「学年別指導(いわゆる「わたり」)」は、複式学級の中の2つの学年を1人の教員が交互に移動しながら両学年を同時に指導します。教員が直接指導している学年以外の学年は、間接指導(自習)をしています。主な教科は算数です。
- ウ. 「同単元指導(A年度・B年度方式)」は、1人の児童は2学年分の教科書を持ち、教員は、2学年分の指導内容を、児童の実態等に合わせ2年間で2学年分の学習を指導します。主な教科は国語、社会、理科等です。

IV 出雲市がめざす学校教育

「21世紀出雲を切り拓くしなやかでたくましい人づくり」を出雲市の学校教育目標に定め、めざす子ども像を「①心豊かにたくましく自信をもって生きぬく子ども、②郷土への誇りと愛着をもち、社会の発展に寄与する子ども、③確かな学力、豊かな創造性をもち広い視野ではばたく子ども」とし、その実現に向け、以下のとおり取り組んでいます。

1. 一人一人に生きる力を育む教育

学習意欲や学力の低下が懸念されるなかで、全国及び島根県の学力調査の結果、出雲市の児童生徒の学力は、全体として概ね全国及び島根県の平均値を上回っており、「確かな学力」が定着しつつあることが伺われます。しかし一方で、一部の教科についてはさらに学力を伸ばしていくことが求められています。児童生徒一人一人の実態に応じたきめ細やかな学習指導となるよう改善を図り、学力の小中学校間、児童生徒間の格差を是正していくとともに、家庭での学習習慣の定着化や学習支援施策の実践など学力向上にむけた対策を講じていくことが必要です。また、新学習要領に基づく教育課程に適切に対応していくため、教職員の資質の向上を図るとともに、教育指導に専念できる体制を整備し、何よりも教員が児童生徒と向き合う時間の確保に努めていかなければなりません。

また、平成23年度から全面導入された小学校の外国語活動については、英語に慣れ親しむ導入部から中学校の英語課程へとスムーズにつなげて、習熟を図っていく必要があります。特に、外国、異文化への正しい理解や興味関心を惹起し、国際感覚を磨いていくことが肝要であり、実施にむけての指導体制の創意工夫が求められます。さらに、本市の特長である出雲科学館を活用した理科学習についてもさらに充実強化を図っていくとともに、食育の推進や学校給食の充実にも積極的に取り組んでいかなければなりません。

一方、これからの容易に予測のできない変動の時代、また競争社会においては、生きる力を育み、たくましく生きぬく人づくりが求められています。そのためには、知識、技能、学習意欲等の「確かな学力」を身につけることはもとより、道徳教育や様々な体験学習等を通して「心の教育」を積極的に進め、生命を尊重する心、他人を思いやる心、倫理観、正義感等、人としてのあり方や生き方を学び、豊かな人間性を育成していかなければなりません。また、急速な進展によって様々な課題が浮上している情報化についても適切なメディア教育、情報モラルの育成、メディアリテラシーの向上にむけた取組が急務となっています。

2. 一人一人を大切にす教育

近年、不登校、いじめ、問題行動、児童虐待などにより支援を必要とする子どもたち

が増加しています。それらの原因は多様かつ複雑であり、ケースに応じた柔軟で適切な対応が求められています。そのため、小中学校の教職員はもとより、市、教育委員会、児童相談所をはじめとする専門機関及び関係機関等が連携を密にし、支援体制の充実強化を図るとともに、未然防止に向けた取組が重要となっています。

また、障がいのある児童生徒のみならず、増加傾向にある発達障がいなど特別な支援を必要とする児童生徒に対する特別支援教育についても、いっそうきめ細やかな対応が求められており、支援体制の構築及び施策の充実強化がますます重要となってきています。

学校教育では、何よりも児童生徒にとって学校が楽しく、毎日進んで通いたいと願うような学校づくりが基本となるもので、そのことにより一人一人を大切にしている教育が実践されていくものと考えられます。

3. 地域に開かれた信頼される学校づくり

より良い学校づくりには、その基盤となる安全安心で快適な教育環境の確保を図ることが基本となります。特に望ましい学習環境の整備には、教育施設そのものの整備充実とともに、危機管理体制の構築についても、小中学校、教育委員会、地域等が一体となって危機意識の向上強化に取り組まなければなりません。

そのため、学校運営の大きな柱となっている地域学校運営理事会、学校支援地域本部事業等の取組を生かし、地域の多くの人たちが様々な形で児童生徒を見守り、支援していく体制を確かなものとする必要があり、そのことにより、児童生徒は地域の人たちを信頼し、敬い、地域の一員としての自覚と誇りを持つようになっていきます。

V 学校再編の目的

本方針では、10年後を見据え、できる限り適正規模校化を図り、子どもたちに、より望ましい教育環境を整備することにより、「21世紀出雲を切り拓くしなやかでたくましい人づくり」の学校教育目標の実現をめざします。

1. 再編により目指す学校像

- ① 1学年2学級以上のクラス替えができ、もしくはクラス替えができない1学年1学級の場合でも、1学年20人程度以上の学級となり、活力ある学習活動や集団活動ができる学校
- ② 適正規模校もしくは適正規模校に近づくことにより、教職員の適切な配置が行われ、学習指導や生徒指導等が充実した学校
- ③ 安全安心な施設であることを基本に、機能的で環境面に優れ、充実した設備の整った快適な学校

2. 再編により期待される教育上の効果

- ① 児童に学習上の負担がかかる特別な教育課程を編成する複式学級編制が解消されます。
- ② 適正規模校もしくは適正規模校に近づくことにより、全体の児童生徒・教職員数が増え、児童生徒間の出会いや交流の機会が多くなり、多様な経験や考えを持つことができ、コミュニケーション能力が育成されるとともに、学習活動や学校集団行事などが活性化します。
- ③ 中学校においては、教科専任教諭の配置が充実し、また部活動の選択肢が増えます。
- ④ 限られた予算にあっても、全体の学校施設が減少することにより施設整備などに集中的な投資が可能となり、教育環境の充実が図られます。

VI 再編基本方針

1. 本方針の計画期間

児童生徒数の将来の動向が把握できる期間が10年程度であること、学校施設建設には5～6年程度要し、それに関係地元との協議期間を加えると10年程度はかかると思込まれることから、本方針の計画期間は、平成24年度から10年後の平成34年度までとします。この10年については、前段で関係地元との協議を集中的に行い、以後、合意を得た学校について統合・新設に向け、順次、調整や施設整備等を行うものとなります。

なお、その間に、児童生徒数や社会情勢、教育制度等に大きな変化が生じた場合には、必要に応じ見直します。

2. 再編の基準

(1)再編の候補とする学校

小学校については、過小規模校(学級数5学級以下)及び将来的に過小規模校となる可能性が高い児童数が100人未満の小規模校(学級数6学級)を再編候補校とします。また、中学校については、生徒数が100人未満の小規模校(学級数3学級)を再編候補校とします。

再編候補校の内、隣接校との再編により適正規模校化もしくは適正規模に近づけることが可能な場合、及び再編後、通学距離が小学校にあつては4kmを超え、中学校にあつては通学距離が6kmを超える場合で、通常の経路をスクールバスまたは路線バスを利用し、乗車時間30分以内で登下校できる場合(以下「通学基準内」という。)を再編対象校とします。

再編候補校 (平成24年5月1日現在、学級数は通常学級数)

1. 過小規模校:小学校10校

- ① 出雲地域:上津小学校(54人5学級)、乙立小学校(39人4学級)
- ② 平田地域:鱒淵小学校(30人4学級)、鱒淵小学校猪目分校(休校中)、北浜小学校(34人3学級)、塩津小学校(15人3学級)、佐香小学校(45人5学級)
- ③ 多伎地域:田儀小学校(50人5学級)
- ④ 大社地域:鶉鷺小学校(5人3学級)、日御碕小学校(17人3学級)

2. 児童生徒数が100人未満の小規模校:10校(小学校7校、中学校3校)

- ① 出雲地域:朝山小学校(99人6学級)、稗原小学校(73人6学級)

- ② 平田地域:西田小学校(71人6学級)、檜山小学校(64人6学級)、伊野小学校(66人6学級)、光中学校(58人3学級)
- ③ 佐田地域:窪田小学校(63人6学級)、須佐小学校(97人6学級)、佐田中学校(86人3学級)
- ④ 多伎地域:多伎中学校(96人3学級)

表12 過小規模校及び100人未満の小規模校の児童生徒・通常学級数の推計

学校名	年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
上津小	児童数	54	51	48	52	52	52	52	51	50	46	44
	学級数	5	6	4	5	5	5	6	6	5	5	4
朝山小	児童数	99	102	104	107	101	82	77	68	58	58	59
	学級数	6	6	6	6	6	6	6	5	5	5	5
乙立小	児童数	39	37	30	32	29	26	23	22	23	19	19
	学級数	4	4	3	4	4	3	3	3	3	3	3
稗原小	児童数	73	79	75	79	71	72	76	69	68	62	63
	学級数	6	6	5	6	5	6	6	6	6	6	6
西田小	児童数	71	73	74	72	71	63	65	58	52	49	49
	学級数	6	6	6	6	6	6	6	5	5	5	5
鰐淵小	児童数	30	33	34	37	35	33	33	30	30	24	27
	学級数	4	4	4	4	4	3	4	3	4	4	4
猪目分校 (休校中)	児童数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	学級数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
檜山小	児童数	64	59	62	56	58	57	57	56	56	56	52
	学級数	6	6	5	6	5	6	6	6	5	6	5
北浜小	児童数	34	30	27	21	22	19	21	20	18	19	17
	学級数	3	3	4	3	3	3	3	3	3	3	3
塩津小	児童数	15	16	13	14	12	9	9	8	8	8	8
	学級数	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
佐香小	児童数	45	46	42	41	45	40	42	36	40	38	37
	学級数	5	4	4	5	4	5	4	4	4	4	4
伊野小	児童数	66	61	58	51	42	47	49	45	43	46	48
	学級数	6	6	5	6	5	5	5	4	5	4	5
窪田小	児童数	63	63	66	58	56	57	55	48	47	46	45
	学級数	6	6	5	6	5	5	5	4	4	4	4
須佐小	児童数	97	93	87	83	85	87	95	95	98	96	94
	学級数	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
田儀小	児童数	50	47	48	50	50	42	39	38	35	33	31
	学級数	5	5	5	5	5	5	3	5	4	4	4
鵜鷺小	児童数	5	6	6	5	5	4	4	2	1	1	0
	学級数	3	3	3	3	3	3	2	2	1	1	0
日御碕小	児童数	17	15	13	14	13	19	18	19	21	20	20
	学級数	3	3	3	3	3	4	3	3	3	3	3
光中	児童数	58	56	44	51	40	47	30	37	34	44	39
	学級数	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
佐田中	児童数	86	89	87	98	86	83	62	70	70	79	71
	学級数	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
多伎中	児童数	96	98	95	96	89	81	81	90	93	84	82
	学級数	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3

(2)再編の対象としない学校

(i)地域必置校

平成17年3月の合併から7年しか経過していないことから、7地域（出雲、平田、佐田、多伎、湖陵、大社及び斐川）の歴史、生活圏域、地域事情等を考慮し、本方針の計画期間においては、学校規模の大小にかかわらず少なくとも各地域に小学校、中学校各1校は必ず設置するものとします。

地域必置となる学校：5校（平成24年5月1日現在、学級数は通常学級数）

- ① 佐田地域：佐田中学校(86人3学級)
- ② 多伎地域：多伎中学校(96人3学級)
- ③ 湖陵地域：湖陵小学校(306人12学級)、湖陵中学校(149人5学級)
- ④ 大社地域：大社中学校(387人11学級)

(ii)大規模校

大規模校(小中学校とも19学級以上30学級以下。)もしくは大規模校となる見込みの学校については、少子化により全体的に児童生徒数が減少していく中で、今後の児童生徒数の動向を見極める必要があることから、大規模校の適正規模校化は中長期的な検討課題とします。

表13 大規模校(見込みを含む。)の児童生徒・通常学級数の推計

学校名	年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
大津小	児童数	561	549	553	560	581	601	609	615	617	614	606
	学級数	18	19	20	20	20	20	20	20	20	20	20
塩冶小	児童数	823	824	796	801	846	876	932	950	961	973	951
	学級数	26	26	25	25	26	27	29	30	31	31	29
神戸川小	児童数	560	562	575	560	543	555	544	530	511	511	517
	学級数	18	19	20	19	18	19	18	17	16	16	17
高松小	児童数	652	647	657	647	632	634	648	647	636	632	631
	学級数	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
四絡小	児童数	688	678	701	701	724	750	776	791	798	805	796
	学級数	20	21	22	22	23	24	25	26	26	26	26
北陽小	児童数	601	654	658	681	704	697	718	702	712	704	703
	学級数	18	22	22	23	23	22	23	22	22	21	21
西野小	児童数	658	651	652	640	617	618	625	620	606	608	616
	学級数	18	20	20	20	19	19	20	20	20	20	20
第三中	生徒数	640	688	695	703	693	730	726	773	762	789	801
	学級数	17	18	18	18	18	19	19	20	20	21	22

(注)太線で囲んだところが19学級以上の大規模校になる年度

(3)再編の組合せについて

(i)同一中学校区であること

小学校を再編する場合は、隣接の学校との組合せを基本としますが、出雲市教育委員会の主要教育方針である小中一貫教育を引き続き推進していく観点から、現行での中学校区内での再編組み合わせとし、中学校区をまたがった再編は行いません。

(ii)再編方式は、統合もしくは新設

再編する場合で、既存の学校に編入する方式をとる場合を「統合」とし、再編対象校すべてを閉校し、新たに学校を建築し、設置する場合を「新設」とします。

「統合」とするか「新設」とするかについては、対象となる学校の児童生徒数、学級数、現施設の建築年・老朽度・広さ・使い勝手、同一中学校区内での隣接校の状況等を考慮して決定します。

表14 再編候補校(地域必置校を除く。)の主要となる施設の建築年度(経過年数)

学校名	校舎建築年度	屋内運動場建築年度	学校名	校舎建築年度	屋内運動場建築年度
上津小	平成 9 (15)	平成 8 (16)	日御碕小	平成元 (23)	平成元 (23)
乙立小	昭和 59 (28)	昭和 53 (34)	朝山小	昭和 42 (45)	昭和 55 (32)
鰐淵小	昭和 39 (48)	昭和 50 (37)	稗原小	平成 4 (20)	平成 4 (20)
猪目分校	昭和 26 (61)	昭和 37 (50)	西田小	昭和 48 (39)	昭和 49 (38)
北浜小	昭和 63 (24)	平成元 (23)	檜山小	昭和 40 (47)	昭和 55 (32)
塩津小	昭和 29 (58)	昭和 29 (58)	伊野小	昭和 54 (33)	平成 3 (21)
佐香小	平成 2 (22)	昭和 44 (43)	光中	昭和 53 (34)	昭和 54 (33)
田儀小	昭和 57 (30)	昭和 58 (29)	窪田小	昭和 57 (30)	平成 2 (22)
鵜鷺小	昭和 35 (52)	昭和 52 (35)	須佐小	昭和 58 (29)	昭和 58 (29)

(注 1) ()内は、平成 24 年度を基準とした施設の経過年数

(注 2) 太線で囲んだところは、建築後 30 年以上経過している施設

3. 個別再編方針とその理由

以上の再編の基準により、次のとおり個別再編方針すなわち再編の対象とする学校を定め、その理由を示します。

(1)統合方式で再編する学校群

- ① 佐香小学校を久多美小学校に統合し、久多美小学校の校名の変更を検討します。
- ② 塩津小学校については、地元と協議し、統合先を決定します。
- ③ 田儀小学校を岐久小学校に統合し、岐久小学校の校名の変更を検討します。

- ④ 鶉鷺小学校及び日御碕小学校を大社小学校に統合します。
- ⑤ 光中学校を平田中学校に統合します。

(2) 新設方式で再編する学校群

- ⑥ 朝山小学校、乙立小学校及び稗原小学校の3校を統合し、新設小学校を設置します。
- ⑦ 西田小学校、鰐淵小学校、鰐淵小学校猪目分校及び北浜小学校の4校を統合し、新設小学校を設置します。
- ⑧ 檜山小学校、東小学校及び伊野小学校の3校を統合し、新設小学校を設置します。

(3) 児童数等を見て、今後、再編を検討する学校群

- ⑨ 上津小学校
- ⑩ 窪田小学校及び須佐小学校

(4) 個別再編方針を定めた理由

1) 統合する学校群 (児童生徒数、通常学級数、建築経過年数等は平成24年度現在の数値)

個別再編方針

- ① 佐香小学校を久多美小学校に統合し、久多美小学校の校名の変更を検討します。

理由

- (1) 佐香小学校は、過小規模校(45人5学級)で、校舎(H2)が建築後22年を、屋内運動場(S44)が43年を経過していることから再編の対象とするものです。
- (2) 同一中学校区内で隣接する小学校は、久多美小学校のみです。
- (3) 久多美小学校(小規模校:144人6学級)の施設は、佐香小と比較すると規模が大きく、改修等により佐香小学校の児童を受け入れることが可能です。なお、久多美小学校の校舎(S57)は建築後30年を、屋内運動場(S58)は29年を経過しています。
- (4) 佐香小学校児童の通学については、路線バスの利用又はスクールバスを新たに運行することにより通学基準内での通学が可能です。
- (5) 再編後の校区面積は、22.1平方kmとなります。
- (6) 再編後は、7学級190人程度の小規模校となります。

個別再編方針

②塩津小学校については、地元と協議し、統合先を決定します。

地元と協議し、統合先を決定するとした理由

- (1) 塩津小学校は、過小規模校(15人3学級)で、校舎・屋内運動場(S29)は建築後58年を経過していることから、再編の対象とするものです。
- (2) 塩津小学校が位置する北浜地区には、塩津小学校のほかに北浜小学校(34人3学級)があり、1地区に2の小学校があります。
- (3) 北浜小学校については、本方針において「西田小学校、鰐淵小学校、北浜小学校及び鰐淵小学校猪目分校の4校を統合し、新設小学校を設置します。」という個別再編方針を掲げています。
- (4) 塩津小学校の位置及び道路・交通事情から見れば、隣接する久多美小学校が統合先として考えられますが、一方、北浜地区の最大の懸念は、再編により、同じ北浜地区の児童が他地区の複数の小学校に分かれて通学する状況が生じ、地域の一体感が損なわれないかということです。
- (5) 塩津小学校及び北浜小学校は、いずれも過小規模校であり、再編の対象校として掲げるものですが、北浜地区の特別な地域事情を考慮し、塩津小学校については、計画期間中において地元と協議し、統合先を決定することとします。

個別再編方針

③田儀小学校を岐久小学校に統合し、岐久小学校の校名の変更を検討します。

理由

- (1) 田儀小学校は、過小規模校(50人5学級)で、校舎(S57)は建築後30年を、屋内運動場(S58)は29年を経過していることから再編の対象とするものです。
- (2) 同一中学校区内で隣接する小学校は岐久小学校のみです。
- (3) 岐久小学校(小規模校:130人6学級)の施設は、田儀小学校に比べて規模が大きく、現施設のままで田儀小学校の児童を受け入れることが可能です。なお、岐久小学校の校舎(H18)は建築後6年を、屋内運動場(H19)は5年を経過しています。
- (4) 田儀小学校児童の通学については、路線バスの利用又はスクールバスを新たに運行することにより通学基準内での通学が可能です。
- (5) 再編後の校区面積は、55.0平方kmとなります。

(6) 再編後は、7学級180人程度の小規模校となります。

個別再編方針

④鵜鷺小学校及び日御碕小学校を大社小学校に統合します。

理由

- (1) 鵜鷺小学校は過小規模校(5人3学級)で、校舎(S35)は建築後52年を、屋内運動場(S52)は35年を経過していることから再編の対象とするものです。
- (2) 日御碕小学校は過小規模校(17人3学級)で、校舎・屋内運動場(H元)は建築後23年を経過していることから再編の対象とするものです。
- (3) 同一中学校区内で隣接する小学校は大社小学校のみです。
- (4) 大社小学校(適正規模校:262人12学級)の施設は、3校では最も大きな規模であり、現施設のままで鵜鷺小学校及び日御碕小学校の児童を受け入れることが可能です。なお、大社小学校の校舎(H16)は建築後8年を、屋内運動場(H15)は9年を経過しています。
- (5) 鵜鷺小学校及び日御碕小学校の児童の通学については、路線バスの利用又はスクールバスを新たに運行することにより通学基準内での通学が可能です。
- (6) 再編後の校区面積は、27.4平方kmとなります。
- (7) 再編後は、11学級270人程度の適正規模校となります。

個別再編方針

⑤光中学校を平田中学校に統合します。

理由

- (1) 光中学校は生徒100人未満の小規模校(58人3学級)で、校舎(S53)は建築後34年を、屋内運動場(S54)は33年を経過していることから再編の対象とするものです。
- (2) 隣接する中学校は平田中学校(適正規模校:544人15学級)のみです。
- (3) 平成25年度以降に灘分地区の生徒が新設する向陽中学校へ通学することから、平田中学校の施設に余裕が生じ、光中学校の生徒を受け入れることが可能です。なお、平田中学校の校舎・屋内運動場(H10)は建築後14年を経過しています。
- (4) 光中学校生徒の通学については、路線バスの利用又はスクールバスを新たに運行することにより通学基準内での通学が可能です。

(5) 再編後の校区面積は、85.2平方kmとなります。

(6) 再編後は、14学級500人程度の適正規模校となります。

2) 新設する学校群 (児童生徒数、通常学級数、建築経過年数等は平成24年度現在の数値)

個別再編方針

⑥朝山小学校、乙立小学校及び稗原小学校の3校を統合し、新設小学校を設置します。

理由

(1) 朝山小学校は、児童数100人未満の小規模校(99人6学級)であり、平成31年度以降は複式学級になる見込みです。校舎(S42)は建築後45年を、屋内運動場(S55)は32年を経過しています。また、平成18年豪雨により学校施設が浸水したことがあります。こうしたことから再編の対象とするものです。

(2) 乙立小学校は、過小規模校(39人4学級)で、校舎(S59)は建築後28年を、屋内運動場(S53)は34年を経過していることから再編の対象とするものです。

(3) 稗原小学校は、100人未満の小規模校(73人6学級)となっており、平成26年度、28年度については複式学級になる見込みです。校舎・屋内運動場(H4)は建築後20年を経過しています。こうしたことから再編の対象とするものです。

(4) 3校とも南中学校区です。

(5) 現在の3校には、統合後の受入れ先となる適当な学校施設がないことから新たな小学校を建設することとし、新設小学校の位置については、3校の児童が、路線バスの利用又はスクールバスを新たに運行することにより通学基準内での通学が可能である場所に建設するものとします。

(6) 再編後の校区面積は、66.7平方kmとなります。

(7) 再編後は、8学級210人程度の小規模校となります。

個別再編方針

⑦西田小学校、鰐淵小学校、鰐淵小学校猪目分校及び北浜小学校の4校を統合し、新設小学校を設置します。

理由

(1) 西田小学校は、100人未満の小規模校(71人6学級)であり、平成31年度以降複式学級になる見込みです。校舎(S48)は建築後39年を、屋内運動

場(S49)は建築後38年経過しています。また、プレハブ構造の施設であり、特に夏季は高温となるなど学習環境面で憂慮すべきものがあります。こうしたことから再編の対象とするものです。

- (2) 鰐淵小学校は、過小規模校(30人4学級)で、校舎(S39)は建築後48年を、屋内運動場(S50)は建築後37年を経過していることから再編の対象とするものです。
- (3) 鰐淵小学校猪目分校は、在籍児童0人で休校中です。校舎・屋内運動場(S26)は建築後61年経過し、老朽化により危険施設となっており使用は困難な状況になっています。こうしたことから再編の対象とするものです。なお、猪目分校については、平成22年10月に屋内運動場の壁の一部が崩落したことから使用を中止し、関係地元と閉校に向けた協議を行っているところです。
- (4) 北浜小学校は、過小規模校(34人3学級)で、校舎(S63)は建築後24年を、屋内運動場(H元)は建築後23年を経過していることから再編の対象とするものです。
- (5) 4校とも光中学校区です。
- (6) 現在の4校には、統合先となる適当な学校施設がないことから新たな小学校を建設することとし、新設小学校については、4校の児童が、路線バスの利用又はスクールバスを新たに運行することにより通学基準内での通学が可能である場所に建設するものとします。
- (7) 再編後の校区面積は、42.2平方kmとなります。
- (8) 再編後は、6学級130人程度の小規模校となります。

個別再編方針

- ⑧ 檜山小学校、東小学校及び伊野小学校の3校を統合し、新設小学校を設置します。

理由

- (1) 檜山小学校は、100人未満の小規模校(64人6学級)であり、平成26年度以降、複式学級が見込まれる年度(H26,H28,H32,H34)があります。校舎(S40)は建築後47年を、屋内運動場(S55)は32年を経過しています。こうしたことから再編の対象とするものです。
- (2) 伊野小学校は、100人未満の小規模校(66人6学級)であり、平成26年度以降、H27年度を除き、毎年度複式学級になる見込みです。校舎(S54)は建築後33年を、屋内運動場(H3)は21年を経過しています。こうしたことか

ら再編の対象とするものです。

- (3) 東小学校は、100人以上の小規模校(134人6学級)で再編候補校ではありませんが、3校とも旭丘中学校区であり、地域的に3校の再編が合理的であると考えられます。なお、校舎(S59)は建築後28年を、屋内運動場(S60)は27年を経過しています。こうしたことから再編の対象とするものです。
- (4) 現在の3校には、統合後の受入れ先となる適当な学校施設がないことから新たな小学校を建設することとし、新設小学校の位置については、3校の児童が、路線バスの利用又はスクールバスを新たに運行することにより通学基準内での通学が可能である場所に建設するものとします。
- (5) 再編後の校区面積は、34.5平方kmとなります。
- (6) 再編後は、10学級240人程度の小規模校になります。

3) 児童数等を見て、今後、再編を検討する学校群 (児童数、通常学級数、建築経過年数等は平成24年度現在の数値)

⑨上津小学校

今後、再編を検討するとした理由

上津小学校(54人5学級)は、過小規模校であることから同一中学校区内で隣接する大津小学校(561人18学級)への統合が考えられます。

しかし、平成24年度時点では、大津小学校は適正規模校ですが、選択校区や指定学校変更による他校からの転入学があるなど児童数が微増傾向にあることから、最新のデータでは、平成25年度以降に大規模校になる見込みであることから再編の対象外となります。

こうしたことから、上津小学校については、今後の児童数の推移等を見極めながら検討するものとします。

⑩窪田小学校及び須佐小学校

今後、再編を検討するとした理由

窪田小学校(63人6学級)及び須佐小学校(97人6学級)は、いずれも児童数100人未満の小規模校で、かつ中学校区は佐田中学校であり、両校の再編が考えられます。

しかし、再編した場合、再編後の校区面積が109.9平方kmと広大であること、地勢的にも複雑な谷筋を中心とした集落形成となっていることなどから、スクールバスの運行形態を見直したにしても、再編後の通学には相当な時間を要します。また、冬季の降雪により安定的なバス運行に支障が出るおそれがある

り、児童にとって大きな負担になります。

こうしたことから、窪田小学校及び須佐小学校については、今後の児童数の推移や交通事情等を見極めながら検討するものとします。

Ⅶ 実施にあたっての基本的な進め方

1. 地元の意向を尊重

学校再編は、地域にとってきわめて重要な問題であることから、それぞれの学校の再編の時期・期限は定めず、地元と時間をかけ十分に議論・協議し、地元の了解が得られる場合に実施に移していきます。

その際、教育委員会が協議する地元については、再編対象となる地区の地域協議会、自治協会、地域学校運営理事会、保護者組織、PTA、後援会などの関係者が想定されますが、本方針に対する地元の意思表示については、関係者により調整された組織の代表者から回答をいただくこととし、その構成等については地元の考えに委ねることとします。

2. 計画期間中の施設整備

本方針期間中の施設整備については、平成24年3月に教育委員会が策定した「出雲市学校施設整備・耐震化基本計画(計画期間:平成24年度～平成38年度、以下「施設計画」という。)」を基本に行い、平成24年度に策定される新出雲市グランドデザイン(仮称)及び出雲市財政計画との調整を図り進めてまいります。

なお、学校再編にかかる改修や新設校建設については、現段階施設計画に掲げていないことから、地元との協議結果に基づき、施設計画に順次組み入れていきます。

3. 地元了解が得られる場合の対応

個別再編方針について関係地元の了解が得られる場合、次のとおり対応します。

(1)配慮事項

① 学習面、児童生徒指導面での配慮

(ア) 再編までの間、教育課程の調整や学校間の児童生徒・教職員の交流を進め、再編時に円滑な転校ができるようにします。

(イ) 再編時は、児童生徒の学習面や心理面を考慮し、教員の特別配置や学級編制、教育課程等について学校と教育委員会が十分に協議し、必要な配慮を行います。

② 地域とのかかわり

(ア) 再編にあたっては、それぞれの学校の歴史や伝統、地元が学校に寄せる思いや心情を尊重し、新しい学校へ継承していきます。そのため、自治協会やコミュニティセンターとの連携・協働を強化するとともに、ふるさと教育の推進、運動会や文化祭など学校行事等の計画段階での事前協議を行います。

(イ) 再編後の学校については、地元と学校のつながりを確保していくため、地域学校運営理事会の理事定数15人以内を、当分の間「10人×再編対象校の数以内」に拡大し、3校再編の場合30人以内、2校再編の場合20人以内とします。

③ 現施設の取扱

(ア) 建築後相当年数が経過している施設は、取り壊し、更地化します。跡地の取扱については、地元と協議します。

(イ) 他用途に転換できる施設は、地元と協議します。

④ 保護者負担の軽減

(ア) 遠距離の場合の通学手段は、バス通学を基本とし、路線バスが利用できる場合はバス代を補助し、路線バスがない場合はスクールバスを運行します。

(イ) 再編により制服、体操服、靴、かばん、帽子、部活ユニフォーム等新たな負担が生じる場合には、過重負担とならないよう助成します。

(2) 進め方

1) 統合の場合

地元の基本的な了解が得られる場合、以下の手順で協議します。

地元了解 → ○○統合推進委員会(仮称)の設置 → *検討項目の協議 →
(並行して学校間の交流を実施) → 一斉転校

* 検討項目(例示)

① 地元と教育委員会(学校も含む。)が協議し検討する項目

統合先学校の施設整備、校名を変更する場合は校名、跡地・旧施設の取扱、通学路、バス運行計画、バス停留所の位置、放課後児童クラブ・放課後子ども教室の取扱など

② 地元と学校が協議し検討する項目

PTA、教育後援会、地域学校運営理事会など

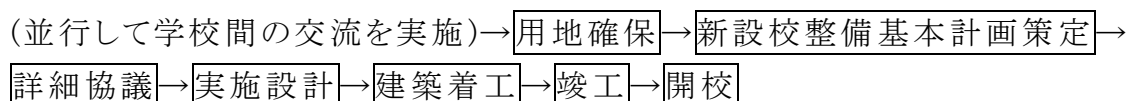
③ 学校が主となって検討する項目

学校経営方針、教育目標、教育課程の編成、教育実践方針、児童生徒会活動の見直しなど

2) 新設の場合

地元の基本的な了解が得られる場合、以下の手順で協議します。

地元了解 → ○○学校期成同盟会(仮称)の設置 → *検討項目の協議 →



* 検討項目(例示)

- ① 地元と教育委員会(学校も含む。)が協議し検討する項目
新設校用地の選定、校名、校歌、校章、跡地・旧施設の取扱、通学路、バス運行計画、バス停留所の位置、放課後児童クラブ・放課後子ども教室の取扱など
- ② 地元と学校が協議し検討する項目
制服・体操服、PTA、教育後援会、地域学校運営理事会など
- ③ 学校が主になって検討する項目
学校経営方針、教育目標、教育課程の編成、教育実践方針、児童生徒会活動など

4. 地元了解が得られない場合の対応

該当する学校の地元を代表するすべての組織から再編に対し了解が得られない場合には、本方針の計画期間である平成 24 年度から平成 34 年度までの期間について、その個別再編方針は実施しません。

また、再編について、関係地元の賛否が分かれたときは、統合の場合と新設の場合でそれぞれ次の対応とします。

(1)統合の場合

個別再編方針を見直し(対象校の縮小)、賛成する地元と協議し、統合を進めます。

(2)新設の場合

賛成する地元の学校の児童数が、合わせて100人程度以上となり、複式学級の解消が図られ、かつ位置的に新設校の適地がある場合は、個別再編方針の見直し(対象校の縮小)を含め賛成する地元と協議します。